

バリアフリー法の概要について

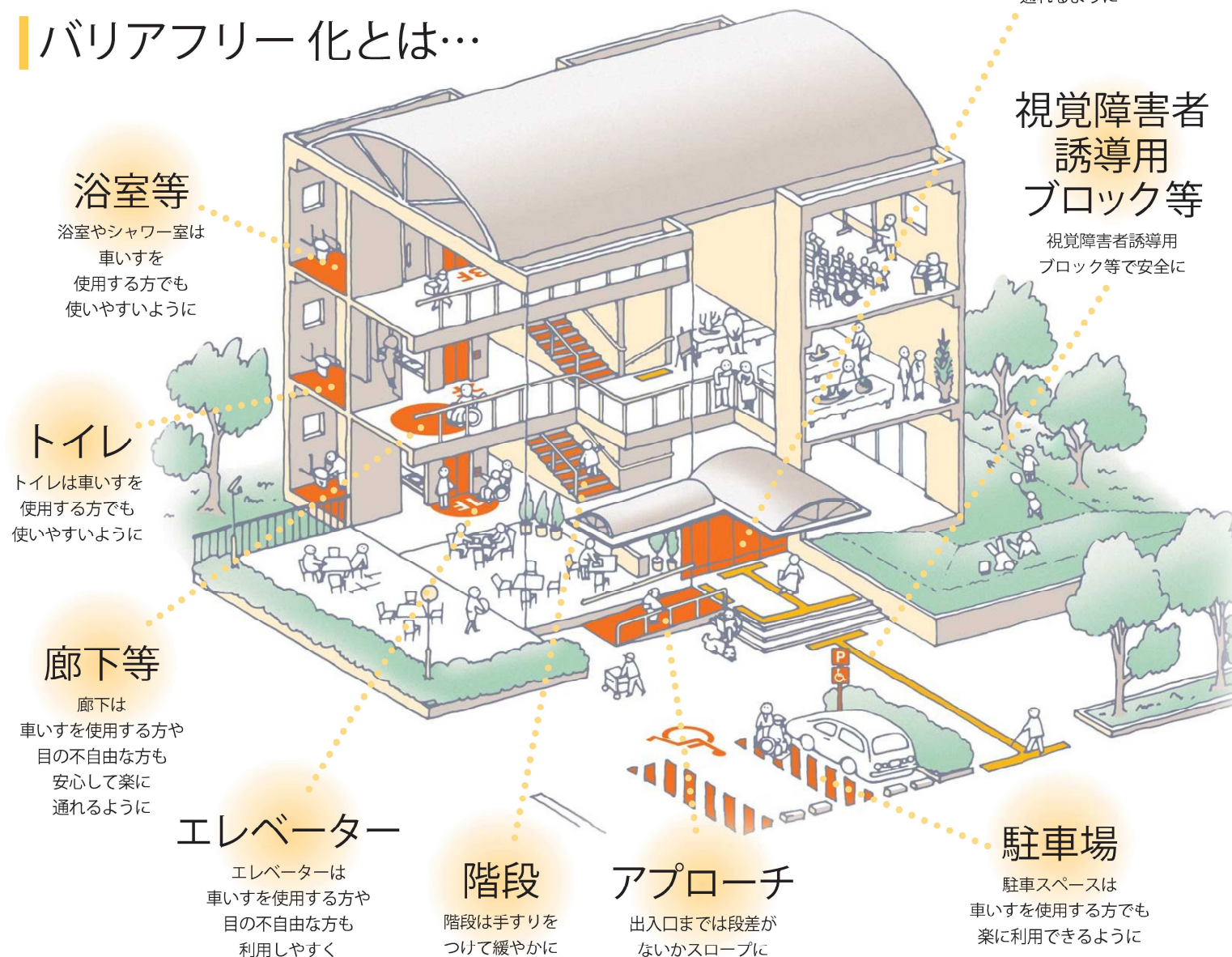
2020年1月31日

国土交通省住宅局建築指導課

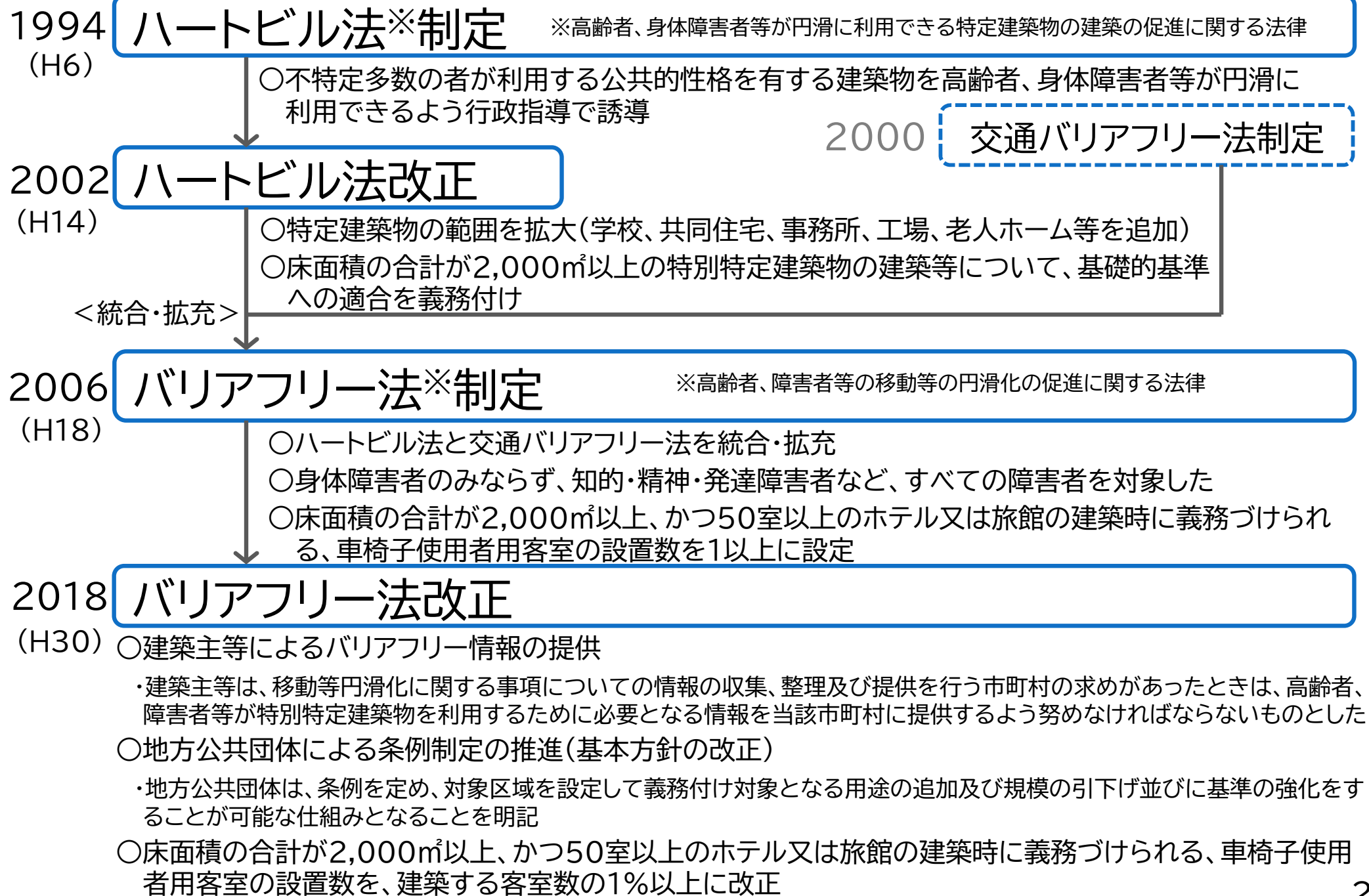
1. 建築物のバリアフリー化の目的について

劇場や銀行、ホテル、デパートなど、だれもが利用する建築物、老人ホームや福祉ホームなど、お年寄りや障害をお持ちの方が主に利用する建築物、事務所や学校、マンションなど、多くの方々が利用する建築物は、社会全体の財産です。お年寄りや障害をお持ちの方も、子供や妊娠中の方も、皆が利用しやすい建築物にしていましょう。

バリアフリー化とは…



2. バリアフリー法(建築物分野)の経緯



3. バリアフリー法(建築物分野)の概要

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」
「共同住宅」「工場」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

(例)「特別支援学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

注: 条例により、特別特定建築物に、特定建築物を追加可

新築、増築、改築、用途変更、
修繕又は模様替えについて、
建築物移動等円滑化基準への
適合**努力義務**

- ① **2,000㎡以上**(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※¹又は
用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**
- ② **2,000㎡未満、及び既存建築物**に対して建築物移動等円滑化基準への適
合**努力義務**

注: 条例により、面積要件の引下げ可

※1: 増改築部分のみが義務化の対象

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第23条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**必要な**建築物特定施設※²の構造及び配置に関する基準。
(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車椅子使用者用のトイレがひとつはある など

※2: 出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場等を指す。

注: 条例により、
必要な事項の
付加可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設※³の構造及び配置に関する基準。(※3: 義務づけの対象ではない)
(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが必要な階にある など

計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、
「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

4. バリアフリー法の対象となる建築物

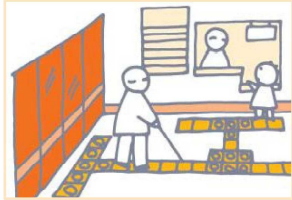
特定建築物 (新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への 適合努力義務)	特別特定建築物 (2,000㎡以上 (公衆便所については50㎡以上)の 新築、増築、改築又は用途変更 について、建築物移動等円滑化基準への 適合義務 、 2,000㎡未満、及び既存建築物 に対して建築物移動等円滑化基準への 適合努力義務)
1.学校	1.特別支援学校
2.病院又は診療所	2.病院又は診療所
3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4.集会場又は公会堂	4.集会場又は公会堂
5.展示場	5.展示場
6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7.ホテル又は旅館	7.ホテル又は旅館
8.事務所	8.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9.共同住宅、寄宿舍又は下宿	
10.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
11.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11.体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。) 若しくはボーリング場又は遊技場
13.博物館、美術館又は図書館	12.博物館、美術館又は図書館
14.公衆浴場	13.公衆浴場
15.飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14.飲食店
16.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17.自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18.工場	
19.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20.自動車の停留又は駐車のための施設	17.自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
21.公衆便所	18.公衆便所
22.公共用歩廊	19.公共用歩廊

5. バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準(義務基準)、建築物移動等円滑化誘導基準(誘導基準)の概要

1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようなことが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅 (1以上)
 - 80cm 以上 120cm 以上
- 居室などの出入口
 - 80cm 以上 90cm 以上



2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

- 廊下幅
 - 120cm 以上 180cm 以上



3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踏み場を設けることも必要です。

- 手すりの設置
 - 片側 両側
- スロープ幅
 - 120cm 以上 150cm 以上
- スロープ勾配
 - 1/12 以下 1/12 以下 (屋外は 1/15 以下)



7 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようなことが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

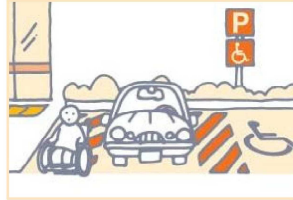
- 通路の幅
 - 120cm 以上 180cm 以上



8 駐車場

駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数
 - 1つ以上 原則 2% 以上
- 車いす使用者用駐車施設の幅
 - 350cm 以上 350cm 以上



9 浴室等

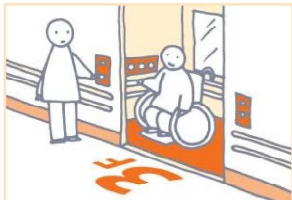
共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。(建築物移動等円滑化誘導基準)



4 エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様としてください。

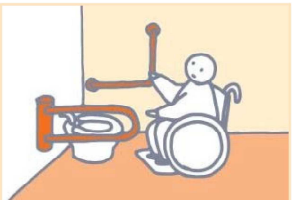
- 出入口の幅
 - 80cm 以上 90cm 以上
- かごの奥行
 - 135cm 以上 135cm 以上
- かごの幅 (一定の建物の場合)
 - 140cm 以上 160cm 以上
- 乗降ロビー
 - 150cm 角以上 180cm 角以上



5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便所を設けてください。

- 車いす使用者用便所の数
 - 建物に1つ以上 各階ごとに原則 2% 以上
- オストメイト対応便所の数
 - 建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数
 - 建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上



6 ホテルや旅館の客室

ホテルや旅館の客室内の便所や浴室等は車いすを使用する方も使えるようにすることが必要です。

- 車いす使用者用客室の数
 - 1% 以上 原則 2% 以上



10 「案内表示」について

バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。



11 案内設備に至る経路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。



12 増築等の場合

増築等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、増築等の範囲にかかわらず多数の者が利用する便所、駐車場などを設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようにする必要があります。

13 修繕等の場合

修繕等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、修繕等の範囲にかかわらず多数の者が利用する便所、駐車場、浴室等を設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようにする必要があります。(建築物移動等円滑化誘導基準)

それぞれの説明中、左の数値等は建築物移動等円滑化基準、右の数値等は建築物移動等円滑化誘導基準

5

6. 移動等円滑化経路について

トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便房を設けてください。

- 車いす使用者用便房の数
建物に1つ以上 各階ごとに原則2%以上
- オストメイト対応便房の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上

駐車場

駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数
1つ以上 原則 2% 以上
- 車いす使用者用駐車施設の幅
350cm 以上 350cm 以上

エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様としてください。

- 出入口の幅
80cm 以上 90cm 以上
- かごの奥行
135cm 以上 135cm 以上
- かごの幅（一定の建物の場合）
140cm 以上 160cm 以上
- 乗降ロビー
150cm 角以上 180cm 角以上

建築物特定施設とは、出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場等を指す。

それぞれの説明中、左の数値等は建築物移動等円滑化基準、右の数値等は建築物移動等円滑化誘導基準

アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

- 通路の幅
120cm 以上 180cm 以上

出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅（1以上）
80cm 以上 120cm 以上
- 居室などの出入口
80cm 以上 90cm 以上

廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

- 廊下幅
120cm 以上 180cm 以上

案内表示

バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。

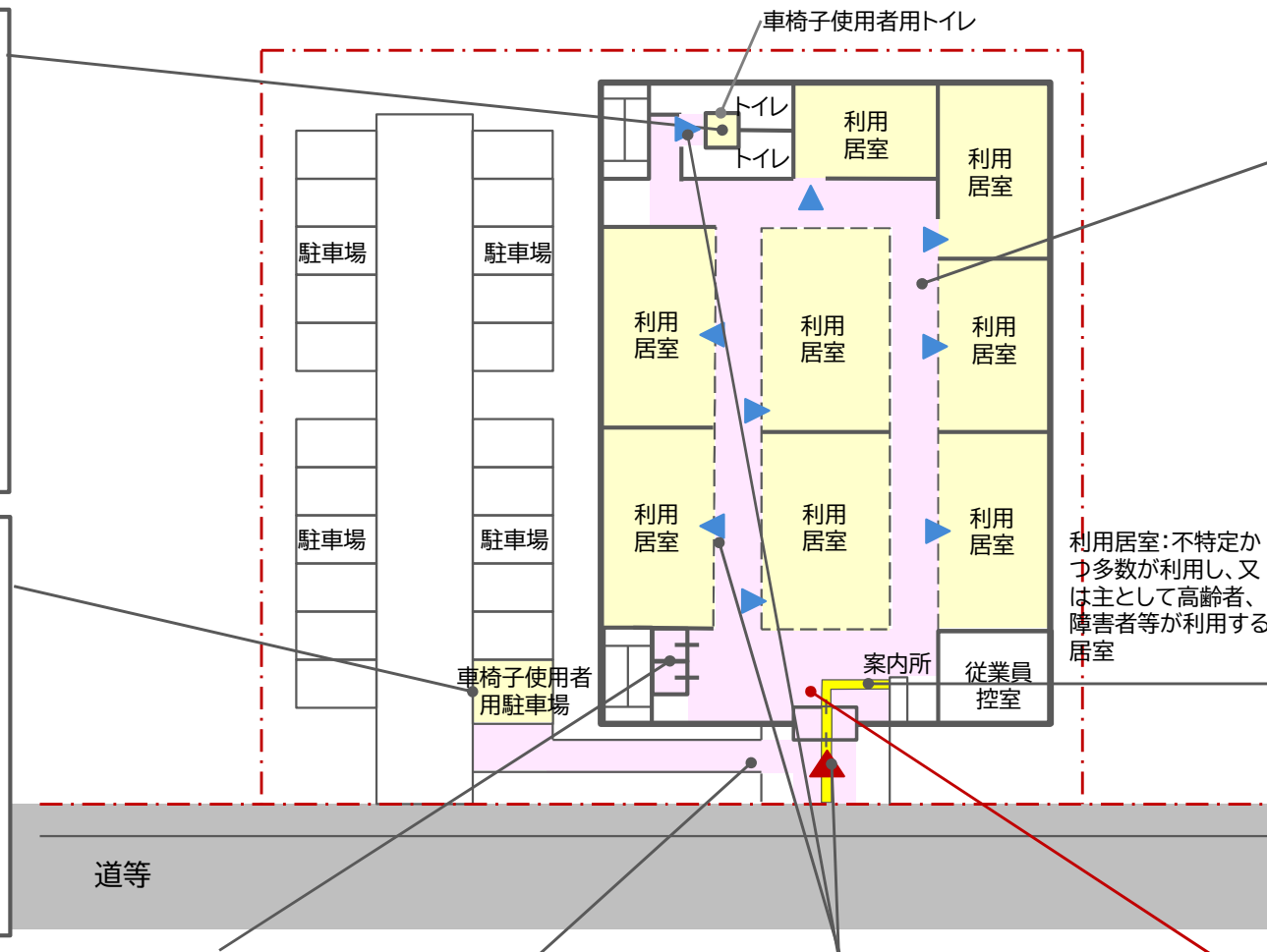
案内設備に至る通路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。

：移動等円滑化経路[令18条]

- ・ 道等から利用居室※までの経路
- ・ 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路
- ・ 利用居室から当該車椅子使用者用便房までの経路 等

※不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室



7. 条例整備促進のための基本方針改正について

移動等円滑化の促進に関する基本方針の改正（建築物関係部分抜粋）

2018年10月19日 公布
2018年11月 1日 施行

五 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

1（2）国の講ずべき措置（設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等）

（略）、また、建築物の移動等円滑化に関しては、国は、地方公共団体が、条例を定めることにより、義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化を行っている状況について、地方公共団体に対して情報提供するものとする。

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

（略）なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化をすることで地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。

バリアフリー法第14条に基づく条例（地方条例）について

バリアフリー法第14条第3項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国の定めた措置のみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、対象区域を設定して、以下の措置を講じることが可能。

（※必要に応じ、多雪区域や中心市街地等、特定の区域に限定した基準の付加も可能。）

- 義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途を追加すること
- 義務付け対象規模を、政令の規模（原則2,000㎡）未満に設定すること
- 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること

現在、バリアフリー法 第14条第3項に基づく条例を制定している地方公共団体は計20団体（2019.10時点）

○都道府県(14)

岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県

○市区町村(6)

東京都世田谷区、東京都練馬区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、岐阜県高山市、京都府京都市

条例による特別特定建築物の義務付け対象規模の設定と特定建築物の義務付け対象の追加と対象規模(表の規模以上)

制定自治体(20)	特別特定建築物の義務付け対象規模の設定状況(抜粋)								特定建築物の義務付け対象の追加及び対象規模の設定状況(抜粋)				
	学校特別支援	診療所又は病院	画覧劇場、観等	は集会場又は公会堂	等物販店舗	はホテル又は旅館	官公庁等	飲食店	学校	事務所	下宿、寄居、共同住宅	ム等福祉ホー、保育所、	運動施設、水泳館、体育館等
岩手県	－	1,000㎡	－	－	－	－	－	－	2,000㎡※1a	－	－	－	－
山形県	1,000㎡	1,000㎡	－	－	－	－	1,000㎡	－	2,000㎡	－	－	－	－
埼玉県	全て	全て※1c	全て※1c	全て	200※1b,1c	200㎡	全て	200㎡	全て	－	2,000㎡※1a	全て※1a	500㎡
東京都	全て	全て※1c	1,000㎡	全て※1c	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	－	2,000㎡※1a	全て	1,000㎡
世田谷区	全て	全て※1c	1,000㎡	全て※1c	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	－	1,000㎡※1a	全て	1,000㎡
練馬区	全て	全て※1c	1,000㎡	全て※1c	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	－	1,000㎡※1a	全て	1,000㎡
神奈川県	500㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	500㎡	500㎡	－	2,000㎡※1a	500㎡	－
横浜市	1,000㎡	全て※1c	300㎡	全て※1c	300㎡	1,000㎡	全て	300㎡	1,000㎡	－	2,000㎡※1a	全て	1,000㎡
川崎市	全て	全て※1c	1,000㎡	500㎡	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	－	2,000㎡※1a	全て	1,000㎡
石川県	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡※1a	－	－	－	－
長野県	1,000㎡	1,000㎡	－	－	－	－	1,000㎡	－	－	－	－	－	－
高山市	全て	全て※1c	500㎡	1,000㎡	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	－	2,000㎡※1a	全て	－
京都府	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	3,000㎡	2,000㎡	－
京都市	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	3,000㎡	3,000㎡※1a	1,000㎡	－
大阪府	全て※2a	全て※2a	500㎡	全て※1c,2a	200㎡※2a	1,000㎡	全て※2a	200㎡※2a	全て※2a	－	2,000※1a,1b,2b	全て※2a	1,000㎡
兵庫県	全て	全て	全て	全て	100㎡	100㎡	全て	100㎡	全て	3,000㎡	2,000㎡※1a,1c	全て	全て
鳥取県	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	－	全て※2a	全て※2a	全て※2a
徳島県	1,000㎡	1,000㎡	－	－	－	－	1,000㎡	－	1,000㎡※1a	－	－	－	－
大分県	1,000㎡	1,000㎡	－	－	－	－	1,000㎡	－	－	－	－	－	－
熊本県	1,000㎡	1,000㎡	－	－	－	－	1,000㎡	－	2,000㎡	－	－	－	－

※1は、義務付け対象となる用途及び用途ごとの義務付け対象規模について

※1a:一部用途を義務付け対象から除く ※1b:用途により義務付け対象規模が異なる

※1c:患者の収容施設の有無(診療所)、集会室の規模(集会所)、コンビニエンスストアであるか否か(物販店舗)、規模及び戸数(共同住宅)により、義務付け対象から除くもの及び義務付け対象規模が異なるものがある

※2は、義務付け対象となる建築物移動等円滑化基準の項目及び項目ごとの義務付け対象規模について

※2a: EV等、建築物移動等円滑化基準の項目により義務付け対象規模が異なる ※2b:一部、建築物移動等円滑化基準の項目を義務付け対象から除く